

佐川町こども家庭相談システム導入業務仕様書

1.業務名

佐川町こども家庭相談システム導入業務

2.目的

近年、複雑化しているこども家庭相談におけるケース記録をデータベース化して適正に管理することで、必要な支援が途切れないう進行管理を行う。

また、児童福祉法の改正により、本町内に所在するすべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を設置したことから、総合的にサポートするシステムを導入し、事務効率の向上及び事務負担の軽減を図る。これにより、児童福祉分野と母子保健分野が一体化し、切れ目のない包括的な支援を目指す。

以上の目的のため、最適なシステムを選定する。

3.システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

- (1)職員が利用しやすい画面設計及びWEBシステムであること。
- (2)利用するブラウザはMicrosoft Edgeに対応できるシステムであること。(セキュリティの面からActive XやJAVAアプレット等、クライアントの実行ファイルを必要とする機能は利用不可とする。)
- (3)ユーザをIDおよびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザを制限できること。
また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより運用の制御が行えること。
- (4)システム稼働後、平日(月曜から金曜)の午前8時30分から午後5時15分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。
- (5)法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。
- (6)システムのログ(個人に関する情報にアクセスした時刻や操作者の情報を確認できる機能)を参照できる仕組みを設けること。
- (7)本稼働後5年間の利用を前提としたシステムを提案すること。
- (8)こども家庭庁の「要保護児童等に関する情報共有システム」との連携に必要な機能を有していること。
- (9)本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

4.業務内容

(1)ハードウェアの導入

本システムは、オンプレミスで安定して稼働する環境が確保できるものを導入し、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切な内容であること。

基本的な仕様は、以下のとおりとする。

① サーバ 1 台

- ・サーバはタワー型とする。
- ・サーバは最新機種とし、5年以上の運用に支障がないものであること。
- ・サーバは自動運転とし、職員の作業が発生しないこと。
- ・サーバ故障時はすみやかに現地にて修理対応が可能であること。
- ・想定するサーバ等の仕様は次のとおりである。なお、データベースなどのミドルウェアについては提案者が必要になるソフトウェア製品を提案すること。

OS	Microsoft Windows Server 2025 ※サーバライセンスの調達も含む
CPU	Xeon プロセッサ 2.9GHz 程度
メモリ容量	8GB 以上
ディスク	500GB×2 台 (RAID1 以上)

- ・無停電電源装置 (UPS) × 1 台
停電発生時にはサーバを安全にシャットダウンし、通電開始時に自動的にサーバが起動する設定を行うこと。
- ・バックアップ装置 × 1 式
バックアップは自動取得するものとし、毎日行うこととする。また、バックアップデータは、最低 7 日間保持され、障害に備えられていること。
- ・コンソール (モニター、キーボード、マウス)
町所有のものを使用するため本調達には含まない。

② ウィルス対策ソフト

トレンドマイクロ社製 ApexOne で、ライセンスは本町にて保有しているものを利用する。パターンファイルは庁内配信サーバから自動配信される。なお、インストーラーは、本町より事前に提供する。

③ クライアント端末及びプリンタ

クライアント端末及びプリンタは、既設の機器を利用する。

- ・既存クライアント端末 8 台
- ・既存プリンタ 2 台

当初は、クライアント 8 台から開始するが、システムを利用する職員が増加し、端末増設の必要が発生した場合は、追加のアプリケーションライセンス費用が発生することなく職員によって簡便に増設できること。但し、クライアントアクセスライセンス、クライアント JUST Government5 ライセンス費用は除く。

【既存クライアント端末の概要】

OS	Windows11 pro 23H2
CPU	13th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1335U (1.30 GHz)
メモリ	16.0GB
SSD	256GB
その他	ジャストシステム社製 JUST Government5 インストール済

【既存プリンタの概要】

メーカー	Canon
商品名(型名)	imageRUNNER ADVANCE DXC5860F
その他	既存クライアント端末のネットワークに属しているプリンタである。

(2)ソフトウェアの導入

こども家庭相談にかかるパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入および環境設定を行うこと。

(3)カスタマイズ

本町から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。

(4)保守対応

ハードおよびソフトウェアの保守は別途保守契約を締結するものとする。

保守契約期間は本稼働後60か月とし、以下の保守対応を行うこと。

安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。

①ハード障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。

②法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。

③システム保守には軽微な法・制度改正に伴うシステム改修を含むこと。なお、大規模な法・制度改正については別途協議するものとする。

④ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。

(5)操作研修の実施、操作説明書の提供

①システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を実施するものとする。

②研修内容は以下の通り。

・利用者向け操作研修

対象者:6名程度 時間数:半日程度1回

・管理者向け研修

対象者:2名程度 時間数:半日程度1回

③研修に使用するサーバ、端末及びネットワーク機器については、本番系ハードウェア機器を使用することを可とする。

④システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

5.導入スケジュール

- ・契約 令和8年7月上旬
- ・導入打合せ 令和8年7月中旬
- ・最終納期 令和9年3月31日
- ・本稼働 契約締結後、佐川町と事業者が双方協議のうえ、本稼働日を確定するものとする。

6.システム基本仕様

別添「システム機能要件一覧表」により対応を明確にすること。

本システムは住民基本台帳の情報の取り込みを行わず、こども家庭相談機能のみ LGWAN 環境で使用開始する。

今後の状況により、本町基幹系システムと連携を行うようになった場合は、別途協議を行う。

(1) 児童情報管理

氏名、カナ、性別、続柄、生年月日、電話番号、住所、世帯区分、福祉サービスの利用状況、生活状況等が管理できること。

- ① 生年月日を入力すると自動的に現在の年齢表示ができること。
- ② 氏名(カナ)と生年月日と同じ人物が登録されている際は自動的にチェックし注意を促すこと。
- ③ ジェノグラムの描画ができること。またきょうだいへコピーができること。
- ④ 家族情報画面から、児童や保護者などの世帯員へ画面遷移ができること。
- ⑤ 基本情報を修正した場合、変更履歴へ保存されること。

(2) こども家庭相談情報管理

① こども家庭相談ケース

(ア) 受付日時、ケース担当者、連絡経路、受付形態、相談種別、相談内容の管理ができること。

各種手帳の有無、障害等級、生育歴等の管理ができること。

(イ) 対応(処理)の内容と処理日の管理ができること。

(ウ) 関係機関の管理ができること。

(エ) 経過記録(日時、行動区分、対応者、支援内容)の管理ができること。

(オ) 終結日と終結理由の管理ができること。

② 業務帳票

(ア) 児童記録票の出力ができること。

(イ) 通告(相談)受付票の出力ができること。

(ウ) 通告(相談)受付台帳が出力できること。

(エ) 高知県様式: 定例支援会議(支援方針会議)共有シートの出力ができること。

(オ) サポートプランの出力ができること。

(カ) 定例支援会議(支援方針会議)対象者一覧が出力できること。

(キ) 経過記録表の出力ができること。

(ク) 個別ケース検討会議資料が出力できること。

(ケ) 送致書、ケース移管・情報提供の通知書が出力できること。

(コ) 実務者会議資料が出力できること。

(サ) ケース進行管理台帳が出力できること。

(シ) 要保護児童対策地域協議会管理ケース・こども家庭センター管理ケース台帳が出力できること。

(ス) 相談実績を担当者ごとや全体として集計し、月報として出力できること。

③ 統計帳票

(ア) こどもの福祉と保健に関する状況報告(様式第1、様式第2、様式第4、様式第5表)が出力できること。

(3) その他の情報の管理・出力機能

- ①ユーザ ID、パスワードによる認証ができ、ユーザは自分自身のパスワードを変更できること。
- ②管理者はユーザの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。
- ③ログの取得
 - ・稼働ログの取得ができること
 - ・オンライン利用状況のログ取得が可能(操作者、年月日、時間、処理内容)であること。
 - ・履歴情報の検索、集計ができること。
- ④児童福祉に関するサポートプラン作成機能を有し、入力及び出力ができること。
- ⑤法改正等により、帳票等入出力内容に変更が発生した場合には、保守の範囲内にて対応できること。
ただし、大規模改正の場合は別途協議するものとする。
- ⑥特定ユーザにメッセージを送信することができること。

(4) 既存データの移行

現在、電子データ(JUST Note や JUST Calc)や紙媒体で管理しているものを効率よく移行する方法を具体的に提案すること。

(5) 母子保健機能の導入(令和9年度以降導入予定)

母子保健機能を導入する際は、別途協議を行う。

なお、現時点で想定している母子保健機能については以下のとおりである。

- ・児童福祉と母子保健の相談記録の管理を一体的に行い、抽出の際はそれぞれで抽出が可能であること。
- ・こどもの福祉と保健に関する状況報告(様式第20、様式第21表)が出力できること。

7. 契約締結後について

(1) 導入工程、細部打ち合わせ等

契約締結後、速やかに導入工程等について本町と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本町と協議を行うこと。

(2) 仕様変更

本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本町の承認を得ること。

ただし、本仕様書に定める要求水準を下回る変更は不可とする。

(3) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本町と受注者で協議すること。

(4) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本町と受注者で協議すること。

(5) 納品物

導入に関する仕様書一式及びこれが記録された CD-R を納品すること。

以上